有田町営(ひらき)球場使用(変更)申請・許可書

受付No.

使用日時	年　月　日(　曜) 日(　曜) 日(　曜) 日(　曜) 日(　曜)	日間	時　分から 時　分から			
使用目的		区分	試合 練習	入場予定人員		

使用料	球場使用	1時間当たり	110円
	照明施設使用	30分当たり	520円

上記のとおり使用（使用許可事項を変更）したいので　使用料をそえて申請します。

年　月　日

台帳	入力	納付書	

住所

(TEL　)

氏名　㊞

(法人の場合は団体名及び責任者名)

有田町教育委員会 殿

上記のことについて次の条件を附して許可します。

1. 上記許可事項について変更があるときは直ちに有田町教育委員会に申し出て許可を受けること。
2. 使用者は使用中常に場内の整理、衛生、火気その他に注意し、事故がないように留意するとともに、万一事故が発生した場合は管理者に申し出ること。
3. 球場の設備及び備品の取り扱いは、ていねいにし、もし故意に設備、備品等を損傷した場合は、実費弁償すること。
4. 使用者は、第三者等に、危害又は損害を与えた場合は、使用者の責任においてこれを処理すること。
5. この球場内での金属製スパイクの使用は絶対禁止する。
6. 球場使用後、ジュースの空缶、弁当、折詰の空箱、タバコの吸いがら等ゴミ類を放置したままの状態があれば、管理者は次回から、当該関係者の使用申請をおことわりする事がありますので、くれぐれも後始末には注意すること。
7. 当球場敷地内での飲酒は禁止。
8. 夜間照明施設使用の場合は、照明は日没前自動的に点燈し、許可使用時間終了10分前になるとチャイムが鳴り出し予告します。自動消燈後は、会場整理、帰宅準備のため10分間だけ残置灯が点燈します。
9. 夜間照明は夏期（6月～9月）は21時30分まで、その他の期間は21時までの使用を限度とします。
10. 使用予定日を含めて3日以内にキャンセルされた場合、使用料は返還しません。

年　月　日

有田町教育委員会